

## 第3章 基本計画推進の基本的な考え方

---

### 1. 安全安心まちづくりのモデル都市

基本計画の推進にあたっては、市民一人ひとりが生活の安全に関する意識をたかめ、家庭、地域、市役所、学校、警察などが共通認識のもと、情報の共有を図りながら力を合わせて、それぞれの役割を果たし、犯罪を防止し、安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、「自らの安全は自らが守る、地域の安全は地域で守る」を合言葉に、「安全安心まちづくりモデル都市」を推進します。

### 2. 非行防止対策

青少年健全育成推進市民会議に、健全育成推進部会、少年補導部会に加え、「地域非行対策部会」を創設し、警察、地域、関係団体と協力してチームを編成し、悩みを持つ青少年や保護者へ適切な助言及び支援を行い、自立に向けて青少年を指導していきます。

犯罪が起こりにくい環境づくりには、防犯に配慮した施設整備や、施設の維持管理に対する施策が必要です。

地域、行政、警察、防犯協会などが情報を共有して、空き家、空き店舗などのたまり場をリストアップし、出入りする青少年を指導するとともに、持ち主の協力を得ながら「周辺を街灯などによってあかるくする」事業を推進していきます。

また、子どもたちの生きる力を育てるため、市民、家庭、地域、学校、市役所、警察、事業所などの関係機関が協力し、地域におけるスポーツ活動、文化活動などに、子どもたちを巻き込み、少年非行防止対策を推進し、自立性のある社会性を身につけさせていきます。

### 3. 不審者対策

安全安心まちづくりを実現するための不審者対策として、犯罪抑止対策と少年の非行防止対策・被害防止対策や、地域情報の提供と共有をすることにより、市民が共通

の認識をもって自らの安全を図ることです。

また、防犯対策のための連携とネットワークの促進を図り、市民・地域・事業者などが安全に関する意識の高揚と地域におけるコミュニティづくりを推進し、地域安全ボランティア活動に参加するなど、防犯活動への取り組みを強化していきます。

#### 4. いじめ対策

全国でいじめによる悲しい事件が続く中、「いじめは学校・地域の中にある」、「いじめはいじめられる側に立ち判断し考える」を基本とし、市内小中学校では「いじめ調査」に取り組み、その解決に取り組みました。

しかし、いじめは「分からないように行われる」傾向が強く、各学校での取り組みでいじめがなくなるとは思われません。学校任せにするのではなく、家庭と地域、そして行政とが一体となり、いじめの予防対策・早期発見・早期対応に努めなくてはなりません。

社会の中で失われつつある自他への思いやりや人権感覚を、大人が子どもたちとともに培っていくことが、解決への根本的な方法だと考え、市民が一体となったいじめ対策を推進します。